

住民本位の地方財政確立を求める意見書

三位一体改革が最終年度を迎えようとしている中、経済財政諮問会議においては、交付税の財源保障機能の縮小、プライマリーバランスの回復を理由に、財界の民間委員と財務省による、地方交付税の削減が強く主張されている。

今年度は地方六団体をはじめ、地方財政の拡充を求める地方関係団体の結束した運動によって一般財源総額が確保されているところであるが、現在の状況では、この切り下げも予断を許さない状況である。

来年度は、地方自治体が必要と考える一般財源を確保すると同時に、それ以降の「中期地方財政ビジョン」においても、財源保障機能を守っていくことが求められる。

よって、国会及び政府においては、地方自治の本旨が実現される地方税財政改革を進めるため、下記のとおり取り組むよう強く要望する。

記

- 1 地方交付税を財源保障機能と財源調整機能を併せ持ったものとして堅持し、地方財政を拡充すること。
- 2 3兆円の税源移譲を確実に実施すること。その際、低所得者に対する配慮を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成17年(2005年)6月13日

札幌市議会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
内閣府特命担当大臣(経済財政政策)

(提出者) 全議員